

建設業における労働災害防止等講習会

建設業における労働災害防止について

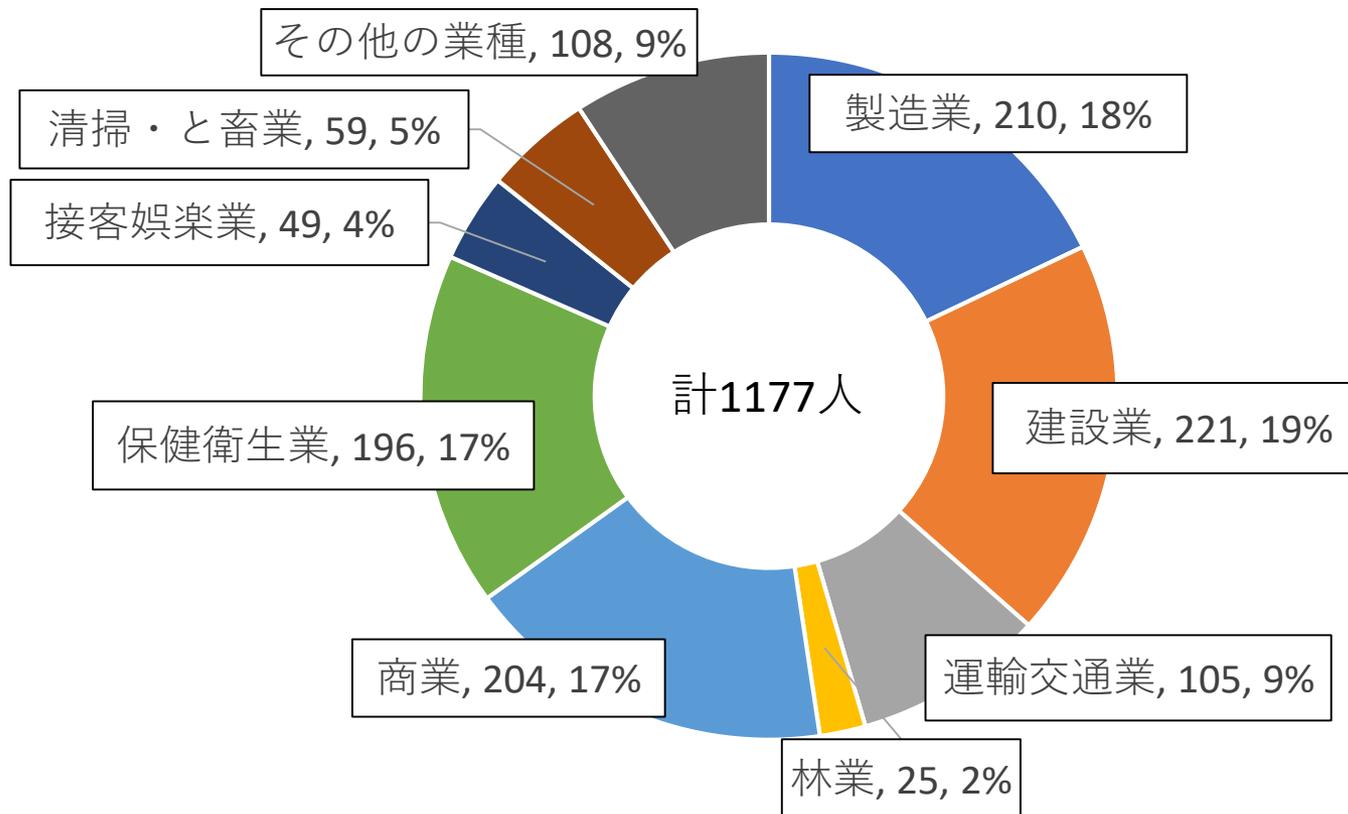
令和6年6月13日
能代労働基準監督署

本日のテーマ

1. 労働災害発生状況
2. 秋田労働局第14次労働災害防止計画の概要について（抜粋）
3. 建設業における労働災害防止対策について
4. 各種労働安全衛生関係法令の改正等について

労働災害発生状況（令和5年）

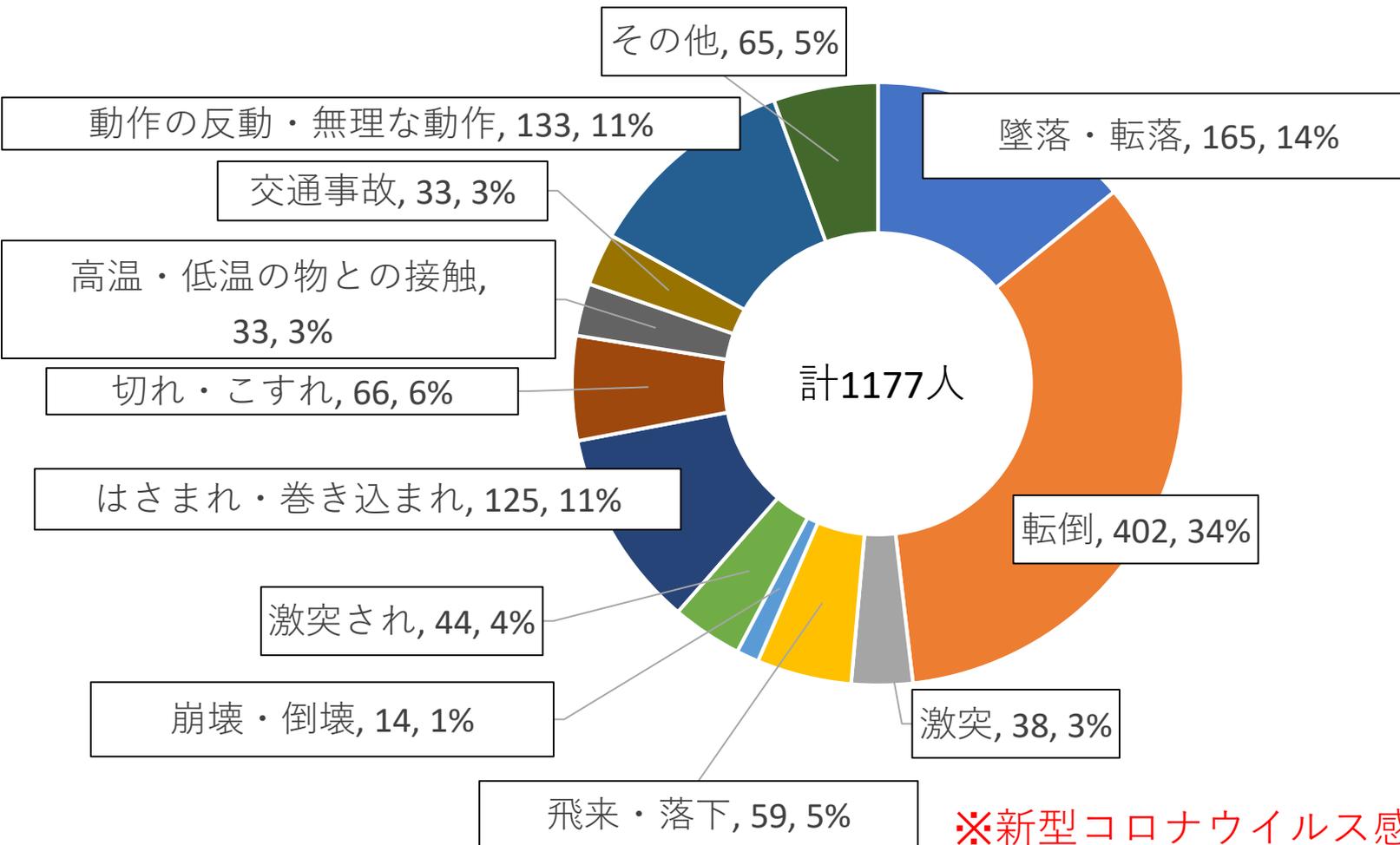
令和5年業種別労働災害発生状況（秋田労働局）



※新型コロナウイルス感染症を除く

労働災害発生状況（令和5年）

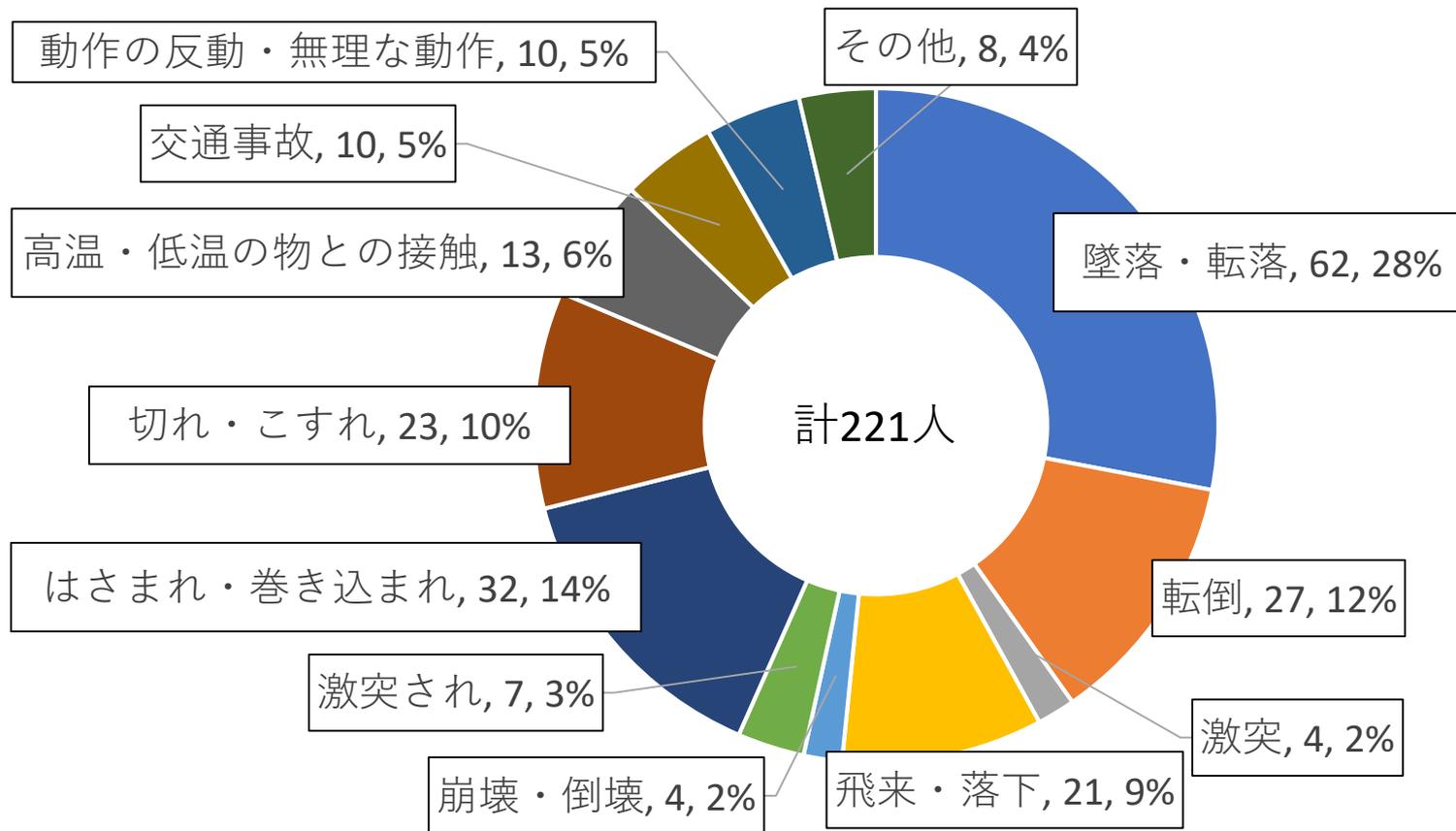
令和5年事故の型別労働災害発生状況（秋田労働局）



※新型コロナウイルス感染症を除く

労働災害発生状況（令和5年）

令和5年建設業事故の型別労働災害発生状況（秋田労働局）



労働災害発生状況（令和5年）

令和5年建設業死亡災害発生状況（秋田労働局）

No	署別	発生日	業種名	年齢 経 験 (○年以上 ○年未満)	事故の型	起因物	発 生 状 況
1	横手	3月	河川土木工 事業 (3-1-7)	60歳代 (1年未満)	飛来、落下	掘削用機 械	農業用水路工事において、ドラグ・ショベルを使用して、チェーンスリング1本で玉掛けした敷鉄板を吊り上げて移動し、別の鉄板上に降ろしたところ、チェーンスリングのフックが外れて鉄板が倒れ、鉄板の振れ止めを行っていた被災者がその下敷きとなった。
2	能代	4月	道路建設工 事業(3-1- 6)	60歳代 (10～20年)	交通事故 (道路)	トラック	被災者の運転するダンプトラックが橋を走行中に車道と歩道間の防風柵に衝突した。
3	秋田	5月	その他の 建築工事業 (3-2-9)	30歳代 (1年未満)	飛来、落下	移動式 クレーン	設備の点検整備工事において、移動式クレーンで溶接機（約350kg）を吊り上げて旋回したところ、溶接機下部に付いていたオイル漏れ防止用の鉄板が外れて落下し、その下で作業していた被災者に激突した。

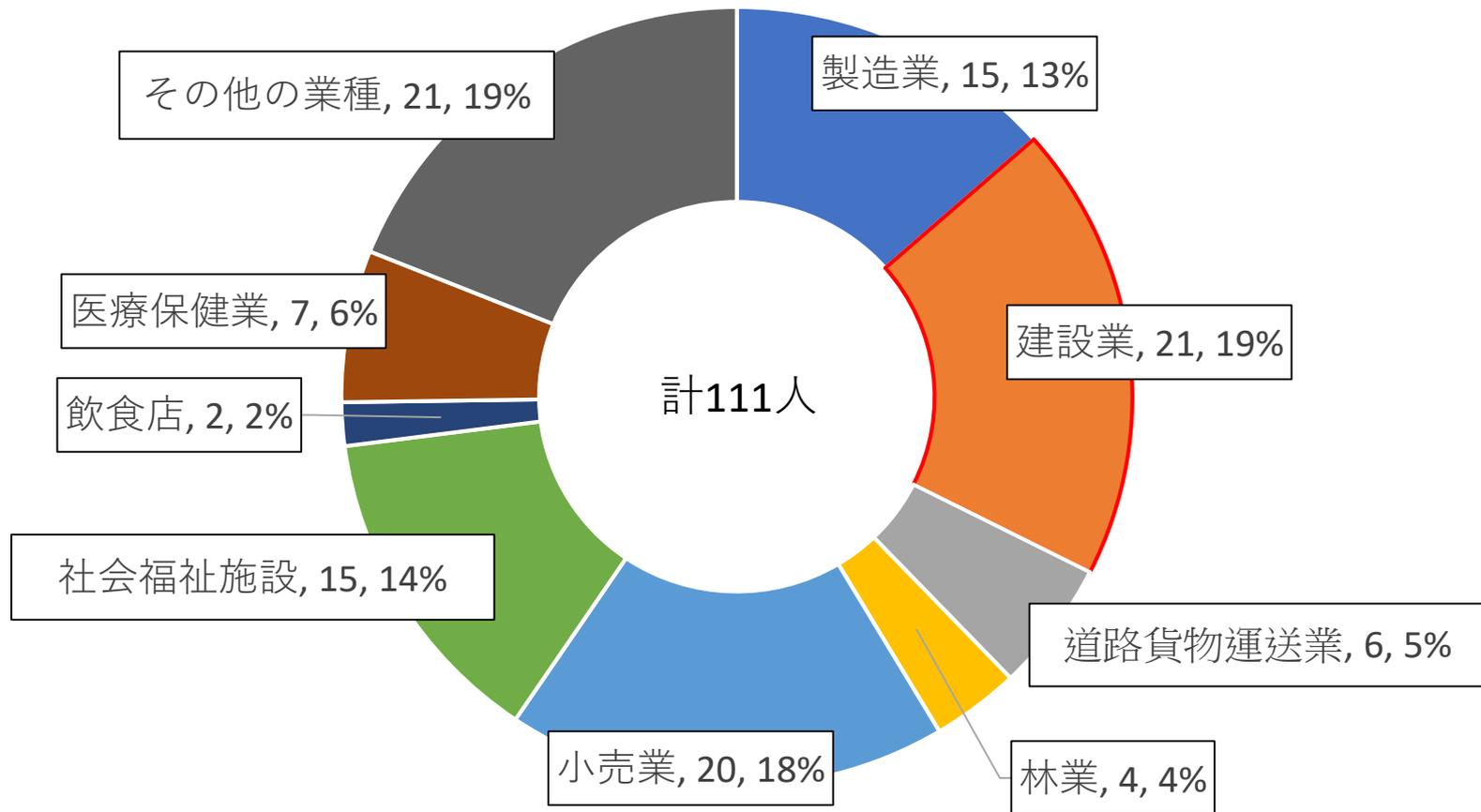
労働災害発生状況（令和5年）

令和5年建設業死亡災害発生状況（秋田労働局）

No	署別	発生日	業種名	年齢 経 験 (○年以上 ○年未満)	事故の型	起因物	発 生 状 況
4	秋田	7月	その他の土 木工事業 (3-1-99)	70歳代 (10~20年)	高温・低温 の物との 接触	高温・ 低温環境	農地の基盤整備工事現場で、被災者はドラグ・ショベルで掘削した箇所の高さを確認する作業を行っていたところ、体調が悪くなりその場に横たわった。その後、病院に搬送され入院していたが、3日後に熱中症により死亡した。なお、災害発生時の秋田市のWBGT値は30.7度（実況推測値）であった。
5	大館	8月	鉄骨・鉄筋 コンクリート 造家屋建 築工事業 (3-2-1)	40歳代 (1年未満)	高温・低温 の物との 接触	高温・ 低温環境	被災者は建屋解体工事において、壁に貼られた木材を手で外していたが、体調が優れなかったため、休憩を多くはさみながら作業していた。午後2時過ぎ、気温上昇により作業が中止となったため、被災者は片付け作業を行っていたところ、熱中症で倒れ、搬送先の病院で死亡した。なお、当日の午後2時の気温は34.7度であった。

労働災害発生状況（令和5年）

令和5年業種別労働災害発生状況（能代署）

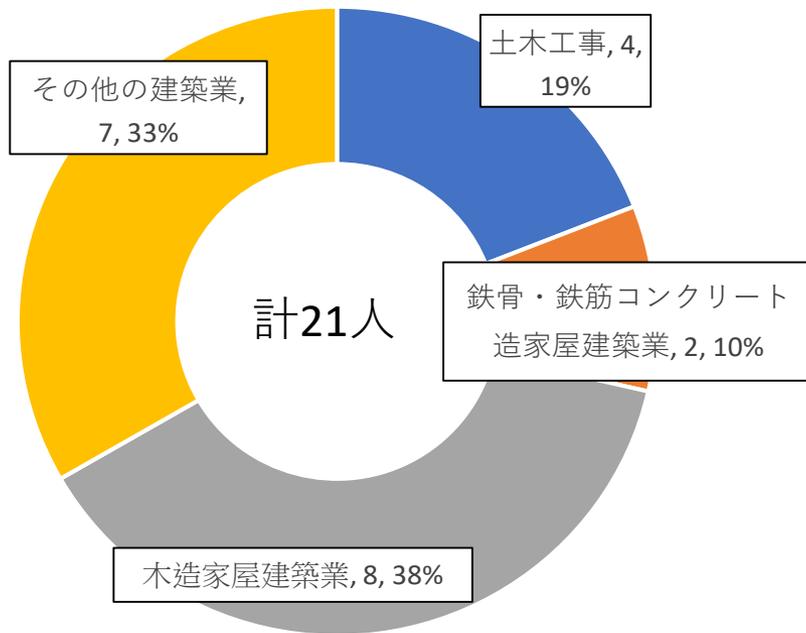


※新型コロナウイルス感染症を除く

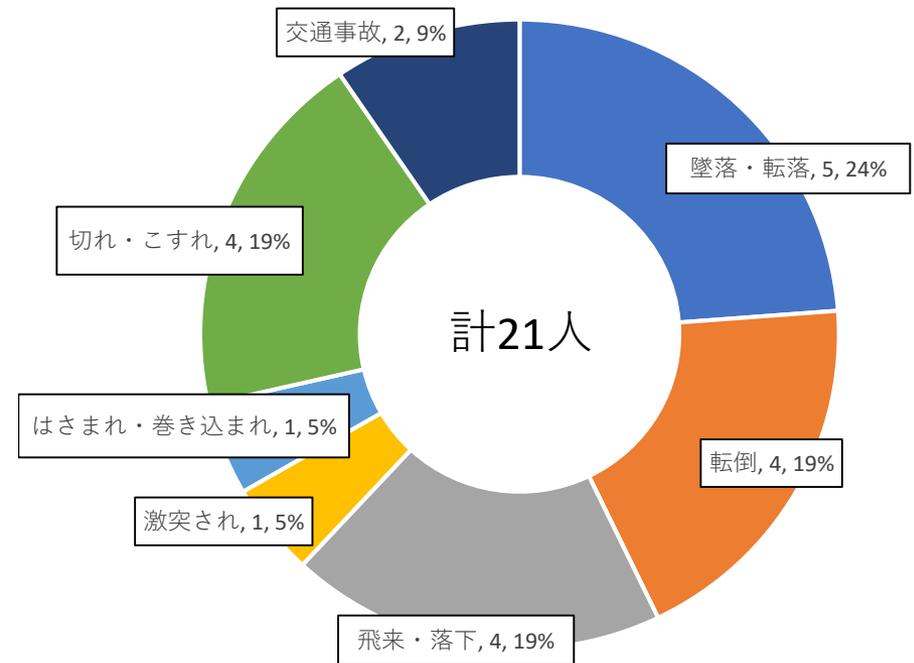
労働災害発生状況（令和5年）

令和5年建設業労働災害発生状況（能代署）

業種別

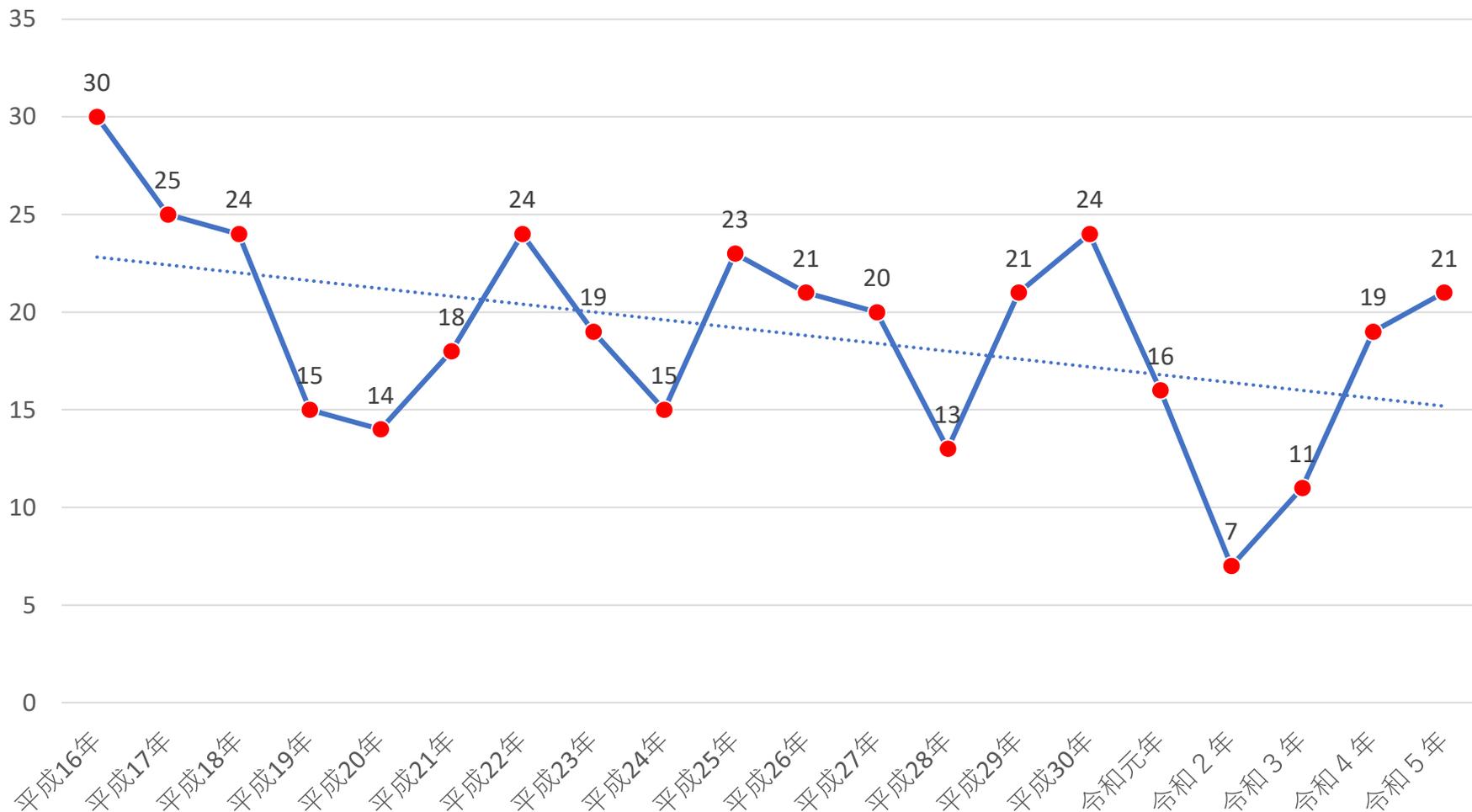


事故の型別



労働災害発生状況（令和5年）

建設業労働災害発生状況（能代署過去20年推移）



本日のテーマ

1. 労働災害発生状況

2. 秋田労働局第14次労働災害防止計画の概要について（抜粋）

3. 建設業における労働災害防止対策について

4. 各種労働安全衛生関係法令の改正等について

秋田労働局第14次労働災害防止計画のポイント

労働災害防止計画は、戦後の高度成長期における産業災害や職業性疾病の急増を踏まえ、1958年に第1次の計画が策定されたものであり、その後、社会経済の情勢や技術革新、働き方の変化等に対応しながら、これまで13次にわたり策定してきた。

この間、秋田労働局、事業者、労働者等の関係者が協働して安全衛生活動を推進する際の実施事項や目標等を示して取組を促進することにより、労働現場における安全衛生の水準は大幅に改善したが、近年の状況を見ると、労働災害による死亡者数は減少してきているものの、2022年（令和4年）は増加し、休業4日以上死傷者数に至っては、新型コロナウイルス感染症による増加を考慮しても高水準で推移している。また、高年齢労働者、中小事業場の災害が多いなど中小事業場を中心に安全衛生対策の取組促進が不可欠な状況にある。さらに、職場における労働者の健康保持増進に関する課題については、働き方改革への対応、メンタルヘルス不調、労働者の高年齢化や女性の就業率の上昇に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援、コロナ禍におけるテレワークの拡大や化学物質の自律管理への対応など多様化してきている。

このような状況を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、2023年度を初年度として、5年間にわたり秋田労働局、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「第14次労働災害防止計画」を、ここに策定する。

目次

・計画の目標と期間 1
・重点事項 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進 2
・重点事項 高年齢労働者等の労働災害防止対策の推進 3
・重点事項 業種別の労働災害防止対策の推進（陸上貨物運送業） 4
・重点事項 業種別の労働災害防止対策の推進（建設業） 5
・重点事項 業種別の労働災害防止対策の推進（製造業） 6
・重点事項 業種別の労働災害防止対策の推進（林業） 7
・重点事項 労働者の健康確保対策の推進（メンタルヘルス対策・産業保健活動の推進） 8
・重点事項 労働者の健康確保対策の推進（過重労働対策） 9
・重点事項 化学物質による健康障害防止対策の推進 10

秋田労働局第14次労働災害防止計画の目標と期間

計画の目標

秋田労働局、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、指標(アウトプット指標、アウトカム指標)を定め、計画期間内に達成することを目指す

計画期間

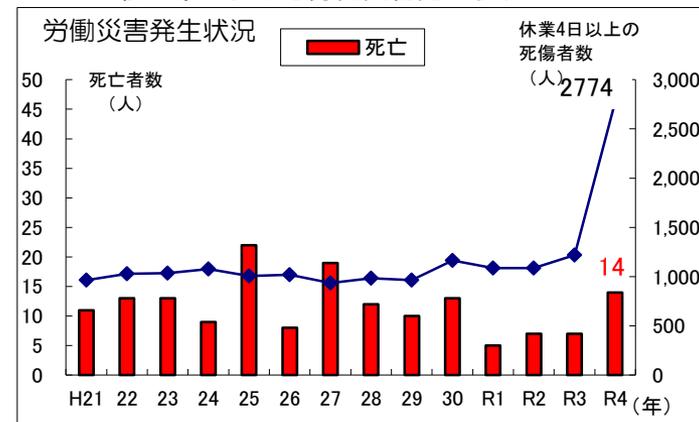
2023年4月1日～2028年3月31日

アウトカム指標の達成による労働災害減少目標

死亡災害 : 2022年と比較して、2027年までに5%以上減少

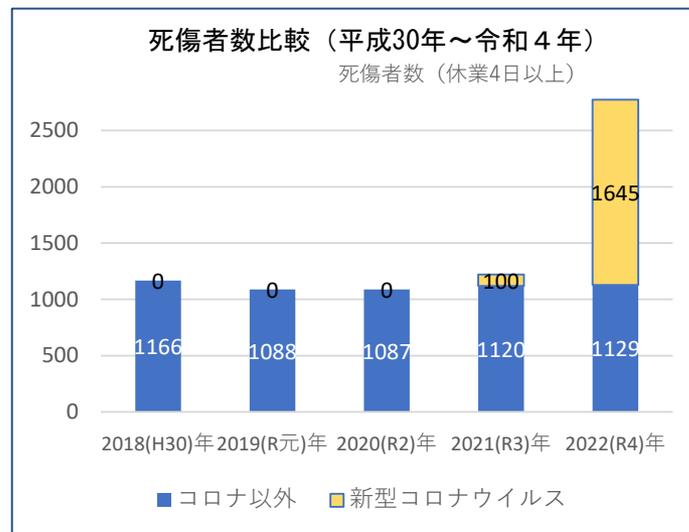
死傷災害 : 2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、2022年と比較して2027年までに減少

秋田県における労働災害発生状況



令和4年は速報値(令和5年1月末)

死傷者数比較 (平成30年～令和4年)



令和4年は速報値(令和5年1月末)

重点事項 業種別の労働災害防止対策の推進(建設業)

現状と施策の方向性

- ◆ 建設業における死亡災害の約4割が墜落・転落災害であることから、「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合報告書」(令和4年10月28日公表)を踏まえ、足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等墜落・転落災害防止対策の充実強化を図る。
- ◆ 地震、台風、大雨等の自然災害に被災した地域の復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底を図る。
- ◆ 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年12月16日法律第111号)に基づき、国土交通省と緊密な連携の下に、建設工事従事者の安全及び健康の確保に取り組む。
- ◆ 「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「騒音障害防止のためのガイドライン」の周知・指導などの健康障害防止対策の推進を図る。

アウトプット指標

- ・ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。

アウトカム指標

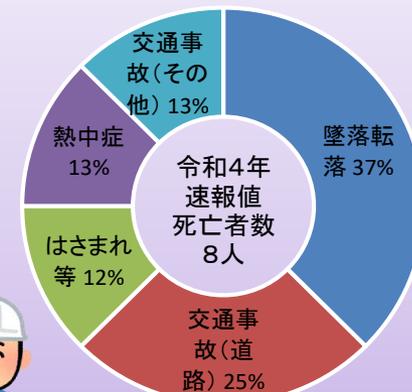
- ・ 建設業の死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。

具体的取組事項

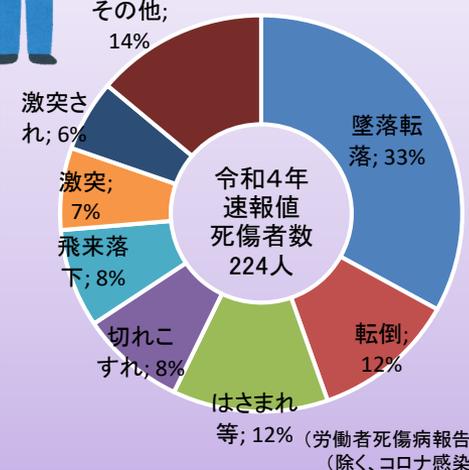
- ・ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントの周知について、集団指導及び個別指導等のあらゆる機会に実施する。
- ・ 熱中症及び騒音障害防止に係る対策について、各ガイドラインに基づく指導を実施する。
- ・ 建設工事関係者との連絡会議を開催し、安全衛生に配慮した発注等について協議する。

建設業労働災害発生状況

建設業 死亡災害 事故の型別



建設業 休業災害 事故の型別



重点事項 高年齢労働者等の労働災害防止対策の推進

現状と施策の方向性

- ◆ 死傷災害の増加については①労働災害発生率が高い60歳以上の高年齢労働者が増加していること、②特に第三次産業への就労者の増加に伴って、機械設備等に起因する労働災害に代わり、対策のノウハウが蓄積されていない労働者の作業行動に起因する労働災害が増加してきていること、③安全衛生の取組が遅れている第三次産業や中小事業者において労働災害が多く発生していること。その背景として、厳しい経営環境等様々な事情で安全衛生対策の取組が遅れている状況があること、④さらに、外国人労働者の雇用者数の増加に伴い、外国人労働者の死傷者数も増加傾向にある。これら労働災害の防止対策を強化する必要がある。

アウトプット指標

- ・ 労働者50人以上の事業場における「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・ 外国人労働者に対する安全衛生対策として、母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

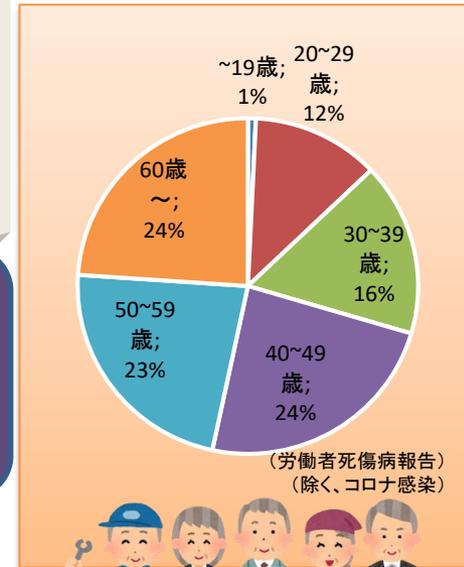
アウトカム指標

- ・ 増加が見込まれる60歳代以上の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
- ・ 外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに全体平均以下(全産業における令和4年の年千人率5.98(速報値))とする。

具体的取組事項

- ・ エイジフレンドリーガイドラインの周知について、集団指導・個別指導等のあらゆる機会に実施する。
- ・ 外国人労働者に対する災害防止教育の実施について、あらゆる機会をとらえて周知する。

令和4年速報値(5年1月末)
年齢別労働災害発生状況



外国人労働者 労働災害発生状況

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
外国人労働者数	1953	2203	2402	2233	2498
外国籍被災者数	0	1	7	10	11

(労働者死傷病報告)
(除く、コロナ感染)
(単位:人)

労働災害防止対策について

エイジフレンドリーについて

- エイジフレンドリーとは「高齢者の特性を考慮した」を意味する言葉で、ここでは高齢労働者が職場内において安全で安心した作業環境の中で就労させることを目的とした取り組みになります。
- 定年延長や労働人口の確保のため、高齢労働者の雇用が進んでおり、雇用の増加と比例して、労働災害も増加しています。
- このようなことから、高齢労働者の特性を考慮した労働災害防止対策を事業場でも積極的に進めましょう。

具体的な取り組み例

(1) 安全衛生管理体制の確立等

経営トップ自らが安全衛生方針を表明し、担当や組織作りを行い、身体機能の低下等による労働災害についてリスクアセスメントを実施。

(2) 職場環境の改善

照度の確保、段差の解消、補助機器の導入等ハード面の対策とともに、ゆとりのある作業スピード等、働く人の特性を考慮した作業管理の実施。



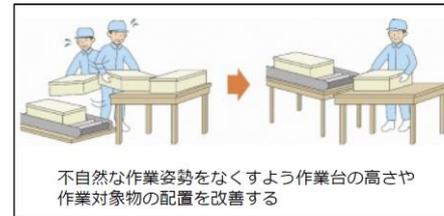
(3) 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

健康診断や体力測定により、事業者、高齢労働者双方が当該高齢労働者の健康や体力の状況を客観的に把握。



(4) 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

健康診断や体力測定により把握した個々の健康状態等に応じて、作業場所に適正配置し、併せて身体機能の維持向上に取り組む。



(5) 安全衛生教育

十分な時間をかけ、写真や図、映像等文字以外の情報も活用した教育を実施し、再雇用等で経験のない業務への従事者には、丁寧な教育訓練を実施。



本日のテーマ

1. 建設業における労働災害発生状況
2. 秋田労働局第14次労働災害防止計画の概要について（抜粋）
3. 建設業における労働災害防止対策について
4. 各種労働安全衛生関係法令の改正等について

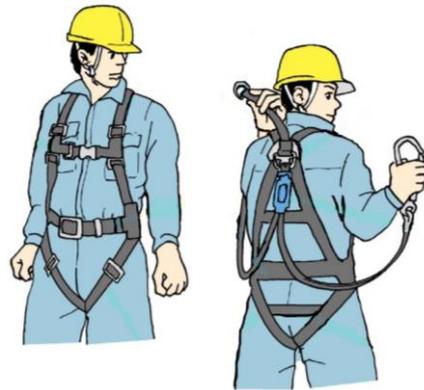
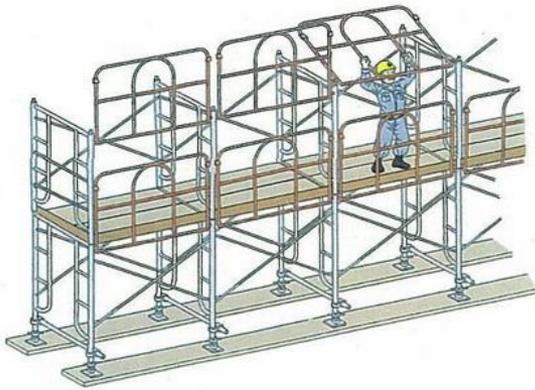
1. 墜落・転落災害事例

※災害事例は県内で発生した典型的な事例を示す

No.	発生月	業種	年齢経験(○年以上 ○年未満)	起因物	発生状況
1	5月	鉄骨・鉄筋 コンクリート造家屋建築工事業	50歳代 (1~5年)	足場	足場から鉄骨塗装作業を行っていた労働者が作業終了後に道具を置いた際、足場から転落した。(高さ約5m、足場に中さん無し)
2	6月	木造家屋建築工事業	50歳代 (20~30年)	はしご等	脚立に上り外壁の補修作業を行っていたところ、体勢を崩して落下し、後ろにあったブロック塀に体を打ち付け負傷した。
3	6月	木造家屋建築工事業	40歳代 (1~5年)	屋根	住宅屋根の塗装のためグラインダーを使用して屋根上で作業を行っていたところ、足を踏み外して墜落した。(高さ約3m、墜落防止措置無し)
4	9月	その他の土木工事業	60歳代 (30年以上)	トラック	ダンプトラックに廃材を積み込む作業を行っていたところ、ダンプの荷台から落下した。

墜落・転落災害の防止対策

1. 墜落防止措置の徹底（足場、脚立、はしご）
2. 手すり先行工法について
3. 墜落制止用器具の使用
4. 屋根上作業における墜落防止措置



天板を跨がず、軽くモモやスネを当てる（両足と、モモなどが3点支持のような状態にして安定させる）



こうすれば
安全

立てかける位置は
水平で、傾斜角75°、
突き出し60センチ
以上となっている
ことを確認



60cm以上
上方にだす

しっかり
固定！

75°
滑り止め

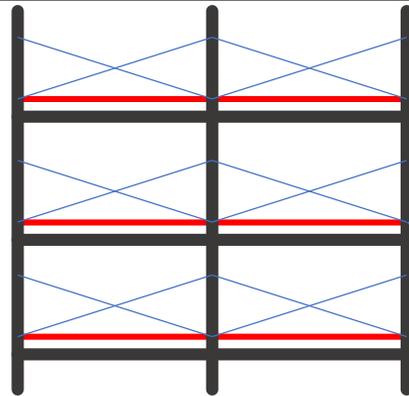
指差し呼称のポイント

「突き出し60センチ、75°立てかけ ヨシ！」

出典：「シリーズ・ここが危ない
高所作業」中央労働災
害防止協会編

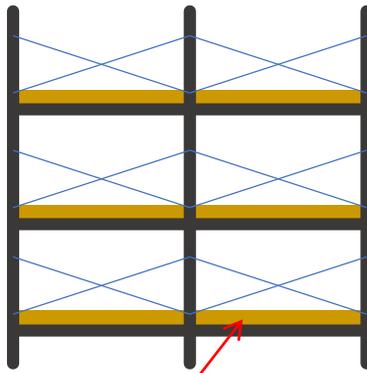
1. 墜落・転落災害の防止対策 (「柵組み足場」の組立て方)

柵組み足場の墜落防止対策



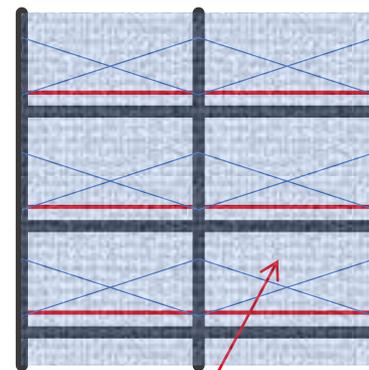
下さん
高さ15~40cm

飛来落下対策に幅木を設置した例↓



高さ15cm以上の幅木
(下さん不要)

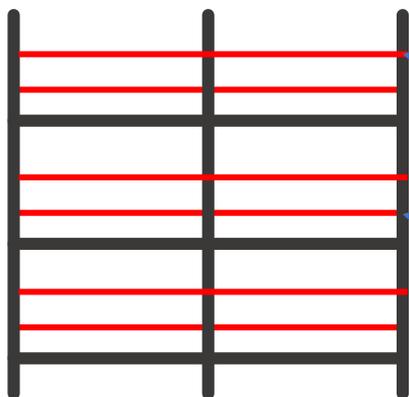
飛来落下対策にメッシュシートを設置した例↓



メッシュシート

1.墜落・転落災害の防止対策 (単管足場等の組立て方「柵組み足場以外の足場」)

柵組み足場以外の足場の墜落防止対策

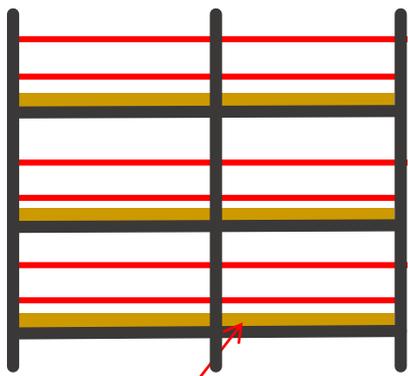


手すり
高さ85cm以上

中さん
高さ35~50cm

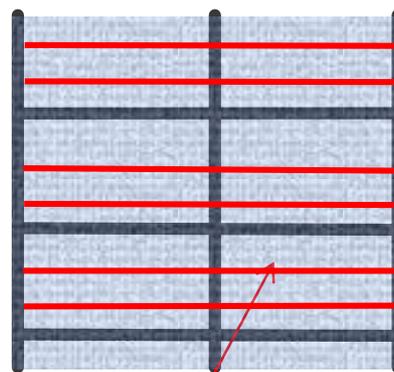


飛来落下対策に幅木を設置した例↓



高さ15cm以上の幅木
(下さん不要)

飛来落下対策にメッシュシートを設置した例↓



メッシュシート

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気(晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め(転位防止措置)がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご(安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



出典:「シリーズ-ここがない高所作業」中央労働災害防止協会

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気(晴・曇・雨・雪)

現場名

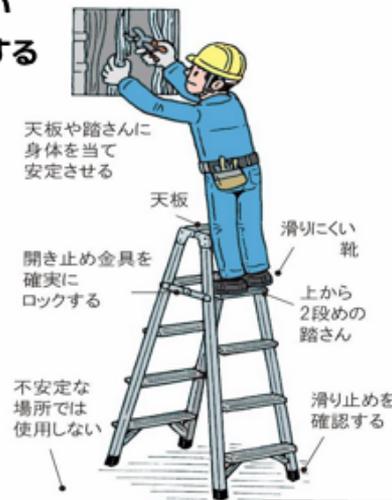
確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立(安衛則第528条)

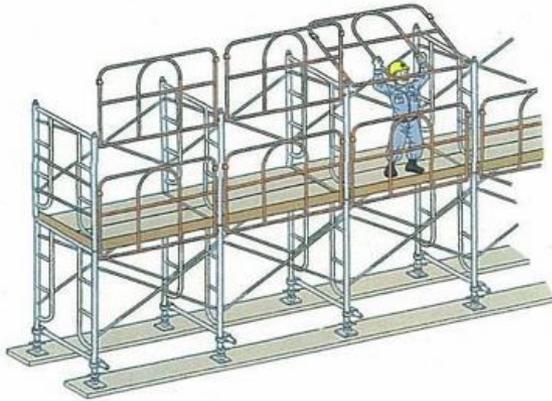
- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



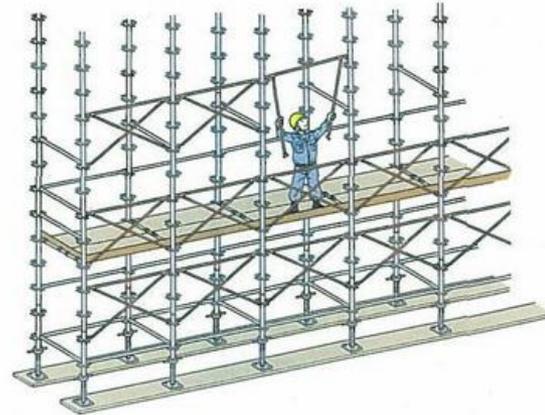
高さ2m以上の作業時は、墜落制止用具の使用も必要です！



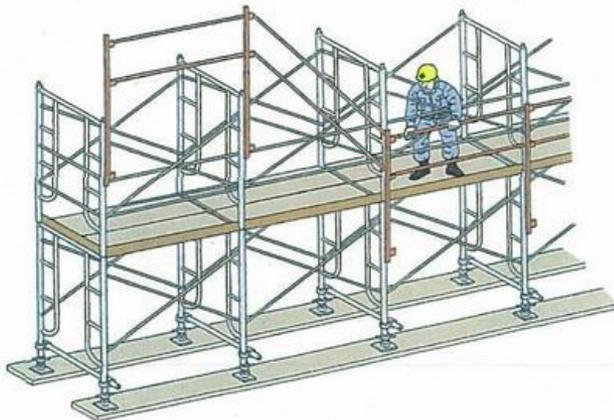
2.手すり先行工法について



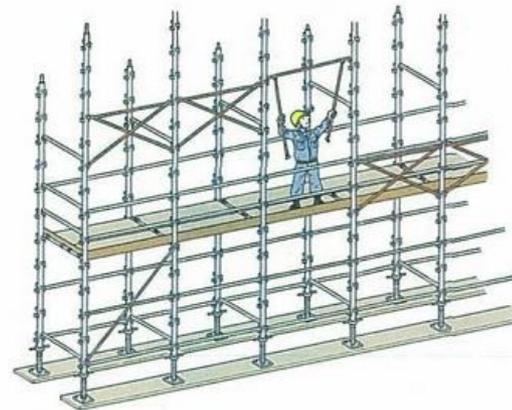
わく組足場の手すり据置き方式



くさび緊結式足場の手すり据置き方式

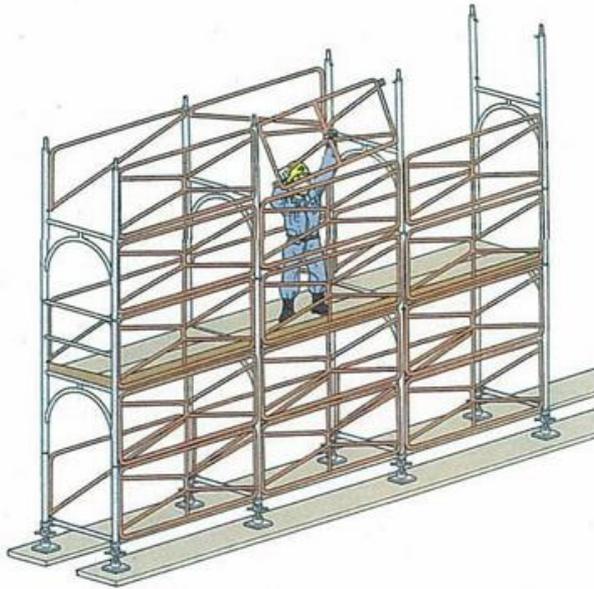


わく組足場の手すり先送り方式

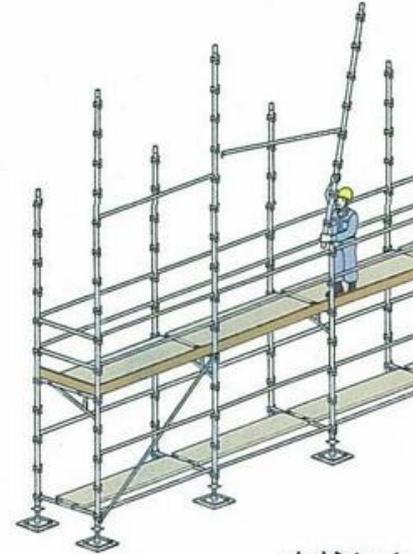


くさび緊結式足場の手すり先送り方式

2.手すり先行工法について



わく組足場の手すり先行専用足場方式



支柱にあらかじめ
先行手すりを取り付ける方式
(※木造家屋等低層住宅建築工事専用)

各現場に合った工法を選択をお願いします！

3. 墜落制止用器具の使用

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

平成31年2月1日 施行

～ 安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします～

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

今回の改正等のポイント

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します (安衛令(注1)の改正)

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。
「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

	安全帯		墜落制止用器具
①	胴ベルト型 (一本つり)	○→	胴ベルト型 (一本つり)
②	胴ベルト型 (U字つり)	×→	×
③	ハーネス型 (一本つり)	○→	ハーネス型 (一本つり)

②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることとなります。

※ 「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

(安衛則(注2)、構造規格(注3)等の改正、ガイドライン(注4)の策定)

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合(高さが6.75m以下)は「胴ベルト型(一本つり)」を使用できます。

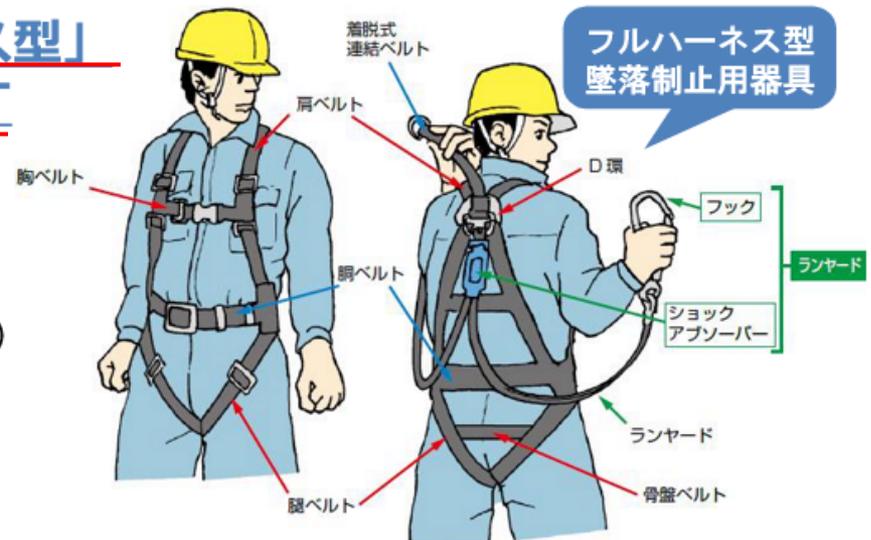
3. 「安全衛生特別教育」が必要です

(安衛則・特別教育規程(注5)の改正)

以下の業務を行う労働者は、特別教育(学科4.5時間、実技1.5時間)を受けなければなりません。

- ▶ 高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く。)

(注1)労働安全衛生法施行令 (注2)労働安全衛生規則 (注3)墜落制止用器具の規格
(注4)墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (注5)安全衛生特別教育規程



事業主の皆さまは、このリーフレット等を参考に、安全・安心な作業環境、ルールづくりを徹底してください。作業員の皆さまも、定められたルールに従い、適切な器具の使用をお願いいたします。

政令等の改正について P 2 ~

ガイドラインについて P 4 ~

要求性能墜落制止用器具の選定

- 「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(要求性能墜落制止用器具)」の選定要件は以下のとおりです。これらの要件は、2019(平成31)年1月25日に改正された「墜落制止用器具の規格」(平成31年厚生労働省告示第11号)とガイドラインにおいて規定されます。

「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具」の選定要件

※ 次ページに掲載のガイドライン抜粋もご参照ください。

要件① 6.75mを超える箇所では、フルハーネス型を選定

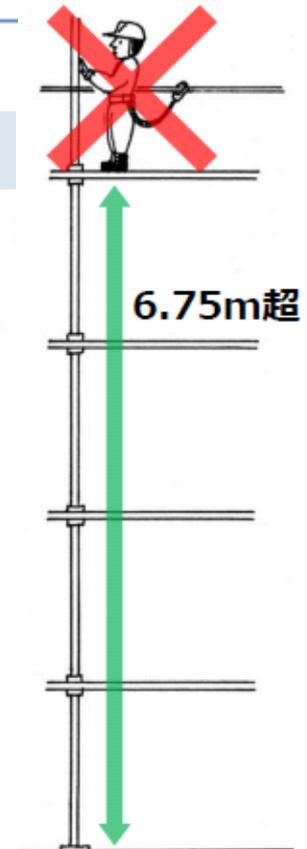
2m以上の作業床がない箇所又は作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業での墜落制止用器具は、フルハーネス型を使用することが原則となります。

ただし、フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合(高さが6.75m以下)は、胴ベルト型(一本つり)を使用することができます。

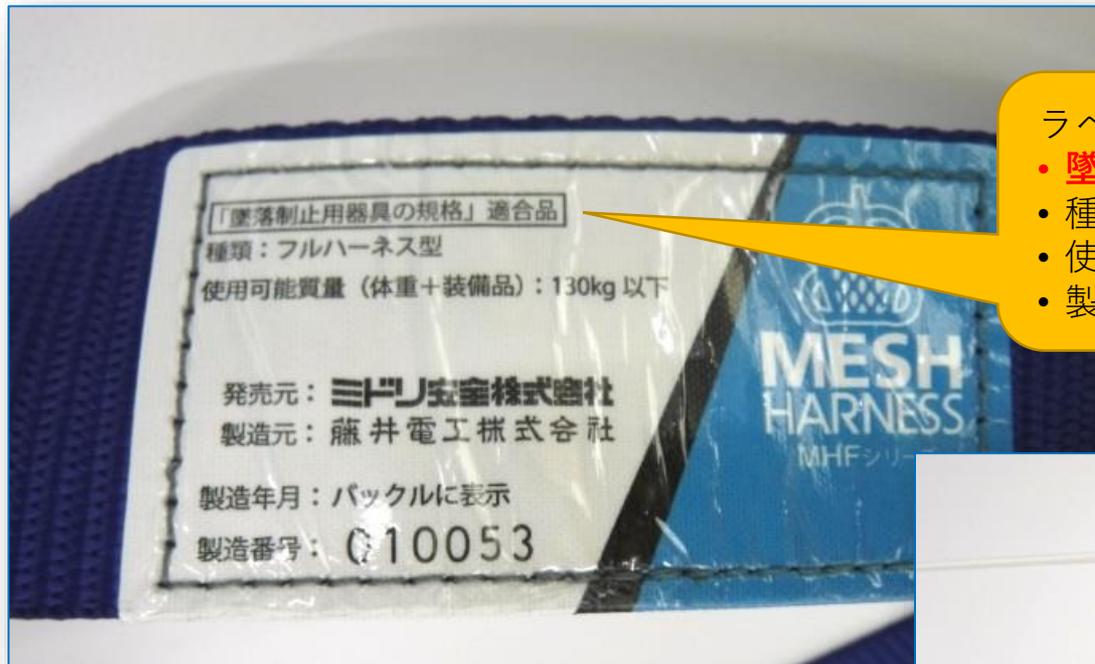
※ 一般的な建設作業の場合は5mを超える箇所、柱上作業等の場合は2m以上の箇所では、フルハーネス型の使用が推奨されます。

※ 柱上作業等で使用されるU字つり胴ベルトは、墜落制止用器具としては使用できません。U字つり胴ベルトを使用する場合は、フルハーネス型と併用することが必要となります。

第一種ショックアブソーバの使用を想定



Q：新規格と旧規格のハーネス型墜落制止用器具の見分け方 (新規格タイプの例)



ラベルには、以下の内容が記載されています。

- **墜落制止用器具の規格** 適合品
- 種類：フルハーネス型
- 使用可能質量（体重+装備品）130kg以下
- 製造年月：バックルに記載

ラベルには、以下の内容が記載されてます。

- **墜落制止用器具の規格** 適合品
- 種類：フルハーネス型
- 種別：第一種（4kN）
- 使用可能質量100kg以下
- 最大自由落下距離：2.3m
- 落下距離：4.4m
- 製造年月：フック又はバックルに表示

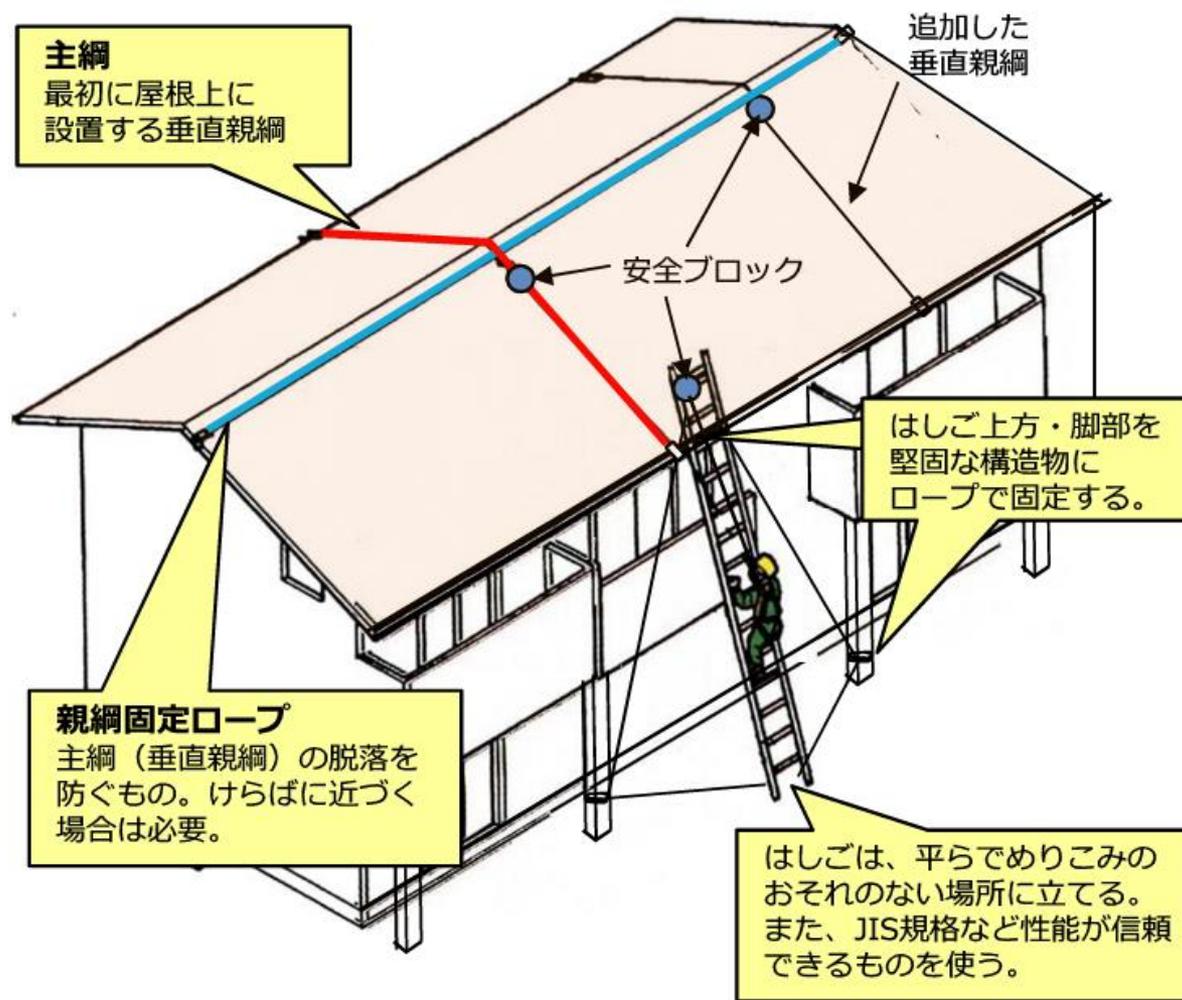


Q：新規格と旧規格のハーネス型墜落制止用器具の見分け方 (旧規格タイプの例)

- ラベルには「安全帯の規格」適合品と表示。
- 製造年月：バックルに記載と表示。



4. 屋根上作業における墜落防止措置



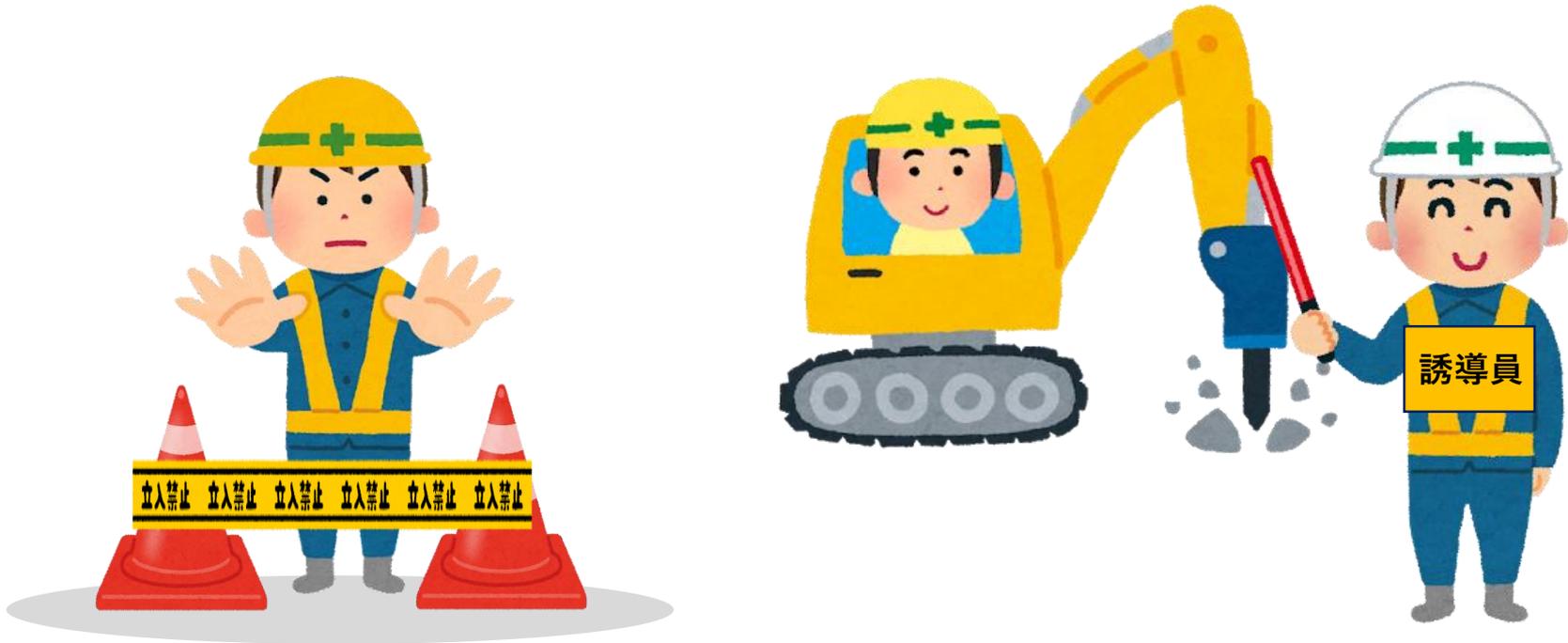
2.重機等による災害

※災害事例は県内で発生した典型的な事例を示す

No.	発生月	業種	年齢経験(○年以上 ○年未満)	起因物	発生状況
1	1月	土木 工事業	30歳代 (1~5年)	掘削用機械	バックホウと被災者がすれ違う際に、積雪の影響でバックホウが被災者側へ横滑りし、バックホウと資材の間に挟まれた。
2	2月	土木 工事業	60歳代 (30年以上)	移動式 クレーン	クレーン機能付のバックホウで撤去予定の側溝を吊り上げ、被災者が吊り上げられた側溝に付着していた雪や泥を除去しようとしたとき、側溝が破損して落下し、足に接触した。
3	4月	その他の 建築工事業	30歳代 (1~5年)	解体用機械	解体用つかみ機にて廃材の入った袋をつかもうと操作した際に、誤って手元作業を行っていた労働者の腕も一緒につかんでしまった。

重機による災害の防止対策

1. 重機やクレーン使用時の作業計画の作成
2. 立ち入り禁止措置の実施
3. 誘導員の配置



重機による災害の防止対策

車両系建設機械 (安衛則 第155条)		ブルドーザー・パワーショベル ブレイカー・くい打・振鍬・コンクリートポンプ車・ローラー・バックホウ				作業計画書 令和〇年 〇月 〇日		
作業所名	〇〇造成作業所		事業者	〇〇建設工事有限会社		作成者	労働 太郎	
使用機械	種類	ブルドーザ	バックホウ		ダンプトラック	ローラー		
	能力		0.75m ³		1t			
	台数		1		3			
	種類	パワーショベル	くい打機		コンクリートポンプ車			
	能力							
	台数							
作業期間	令和〇年 〇月 〇日		～		令和〇年 〇月 〇日			
選任・指名	<small>作業指揮者</small> 着た通防線係を用いて行う作業・着た通防線係等の修理又はアタッチメントの装着・取り付け・車両系建設機械の修理又はアタッチメントの装着・取り付け作業・コンクリートポンプ車の輸送管の組立又は解体の作業・くい打・振鍬の組立又は解体の作業				作業主任者	秋田 太郎		
					作業指揮者	龍代 次郎		
合図方法	笛及び手旗						合図者	山本 一郎
立入禁止措置	・監視人 ・バリケード ・トラロープ ・カラーコーン ・警報装置 ・その他(早管構)							
作業場所	地形	・平坦 ・勾配()度 ・段差地 ・作業面(広い)(狭い)						
	地質	・硬岩 ・軟岩 ・礫 ・砂礫 ・砂 ・シルト ・粘性土 ・花炭						
埋設物	埋設物	・無し				異型物	・無し	
	異型物	・有り (〇- m)				異型物	・有り (〇- m)	
転倒危険箇所 防 護措置	・無し ・有り(ダンプ走行路)							
	防護方法: 赤旗による路肩表示							

地山掘削作業主任者

合図の方法や合図者、立入禁止措置について取り決めましょう！

作業場所の調査を行いましょう！

重機による災害の防止対策

作業方法・安全
対策・指導事項
を記載！

作業方法 内容	<ul style="list-style-type: none">掘削作業は、NO. 0丁張より開始し、ダンプトラックはバックホウ左手に配置し、左旋回90°で荷台後方から積み込む。掘削範囲への第三者の接近防止、車両の誘導は、合図者が笛及び手旗により行う。バックホウによる粗掘削が終了した個所から基盤整形作業を行う。
安全対策	<ul style="list-style-type: none">掘削完了個所より、順次単管柵へ切り替え、起点側には昇降用タラップを設置する。掘削作業範囲内の表示は、カラーコーン及びバーにて行う。
元方指導 事項	<ul style="list-style-type: none">作業手順を全員に周知のこと。誘導者は、作業開始前に必ず運転者と合図の方法を打合せのこと。合図者は、柵の内側及びバックホウの作業範囲内へ立入ることを禁止する。

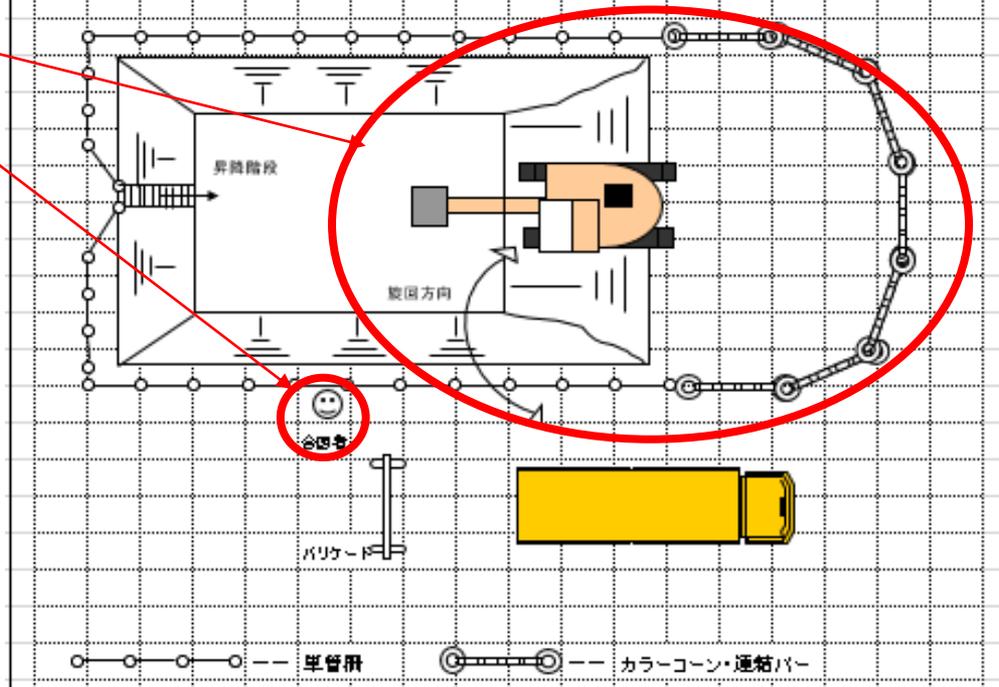
重機による災害の防止対策

立入禁止措置や合図者の配置を詳細に記載しましょう！
必要に応じて誘導員も配置しましょう！

必ず現場作業員に確認させること！

配置図 (作業場所全体を示す平面図、必要に応じて側面図)

機械の配置、運行経路(順回・逆回)、作業範囲(遮断音、バリケード等)



統括安全衛生責任者	元方安全衛生管理者	担当者

重機による災害の防止対策

その他

当然のことかもしれませんが...

- オペレーターの資格の確認
- 重機の検査状況の確認と始業前点検
- 重機運転時はシートベルト着用
- 運転位置から離れる際はバケット等を地上に下ろし、エンジン停止、逸走防止措置を講じること。
- 機械の用途外使用をしない

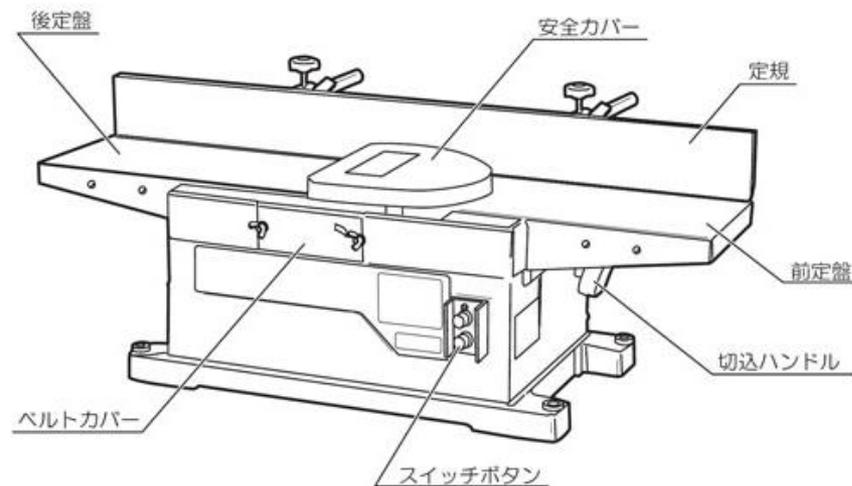
3.その他の災害

※災害事例は県内で発生した典型的な事例を示す

No.	発生月	業種	年齢経験 (○年以上 ○年未満)	起因物	発生状況
1	2月	木造家屋 建築工事業	20歳代 (1～5年)	丸のこ盤	建築工事現場内において、携帯用丸のこを使用して材料を切断中、誤って指先が刃の部分に触れてしまった。
2	7月	土木工事業	50歳代 (5～10年)	高温・ 低温環境	気温の高い日に現場作業を行っていたところ、帰宅後に体調が悪くなり、救急搬送された。 (熱中症によるもの)
3	11月	その他の建 築工事業	60歳代 (1～5年)	材料	走って移動中、床に置いてあった部材につまずき転倒した。

切れ・こすれ災害の防止対策

1. 木材加工用機械の接触防止装置の設置
2. 木材加工用機械の接触防止装置の有効稼働
3. 機械工具の使用前点検の実施



熱中症による災害の防止対策

1. 熱中症の原因と発生しやすい職場の条件

蒸し暑い環境

- 高温多湿で無風の屋外作業
- 空調設備のない屋内での作業
- 工作機械等が密集している工場内
- 炎天下・照り返しのある場所

身体負荷の高い作業

- 身体全体の筋力を使う作業
- 長時間にわたる作業
- 自己判断で休憩が取れない作業
- 飲料を摂取しづらい作業

体調が良くない

- 二日酔い
- 寝不足
- 下痢(脱水状態)
- 持病(糖尿病・心臓病等)

休憩場所がない

管理体制に不備

予防対策グッズ未使用

熱中症

体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温の調節ができなくなり、身体の機能が損なわれる

熱中症による災害の防止対策

2. 暑さ指数 (WBGT)

Wet Bulb Globe Temperature (湿球黒球温度)

暑さ指数 (WBGT) は、熱中症を予防することを目的とした指標
作業場所における暑さ指数が、基準値を超えるおそれがある場合には
熱中症になる可能性が高くなるので対策を講じる

暑さ指数を **確認** する

熱中症予防情報サイトで確認できる



熱中症
予防情報サイト



<https://www.wbgt.env.go.jp/>

暑さ指数を **測定** する

WBGT指数計で自分の職場で測定できる



詳しくはこちら



<https://neccyusho.mhlw.go.jp/img/04.pdf>

熱中症による災害の防止対策

1. 熱中症の見分け方と応急手当

あれっ、何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない



これも初期症状

何となく体調が悪い

すぐに疲れる

あの人、ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

⚠️ いつもと違うと思ったら、熱中症を疑え

⚠️ 専門知識がないと、熱中症か判断できない

救急車が到着するまで

すぐに**119**番

作業着を脱がせ
水をかけ全身を **急速冷却**



熱中症による災害の防止対策

2. 予防には『暑熱順化』



暑さに慣れるまでは、十分に休憩をとる
2週間ほどかけて、徐々に身体を慣らす

- 熱中症は、気温が高くない時期でも発生
- 暑さに慣れると、早く汗が出るようになり、体温の上昇を食い止められる
- 暑くなる前に身体を熱中症対応モードにして、暑さに強い身体を作る

特に気をつける必要がある人

⚠ 入職したての人



作業初日は
身体への負担が大きい

⚠ 長期休暇あけの人

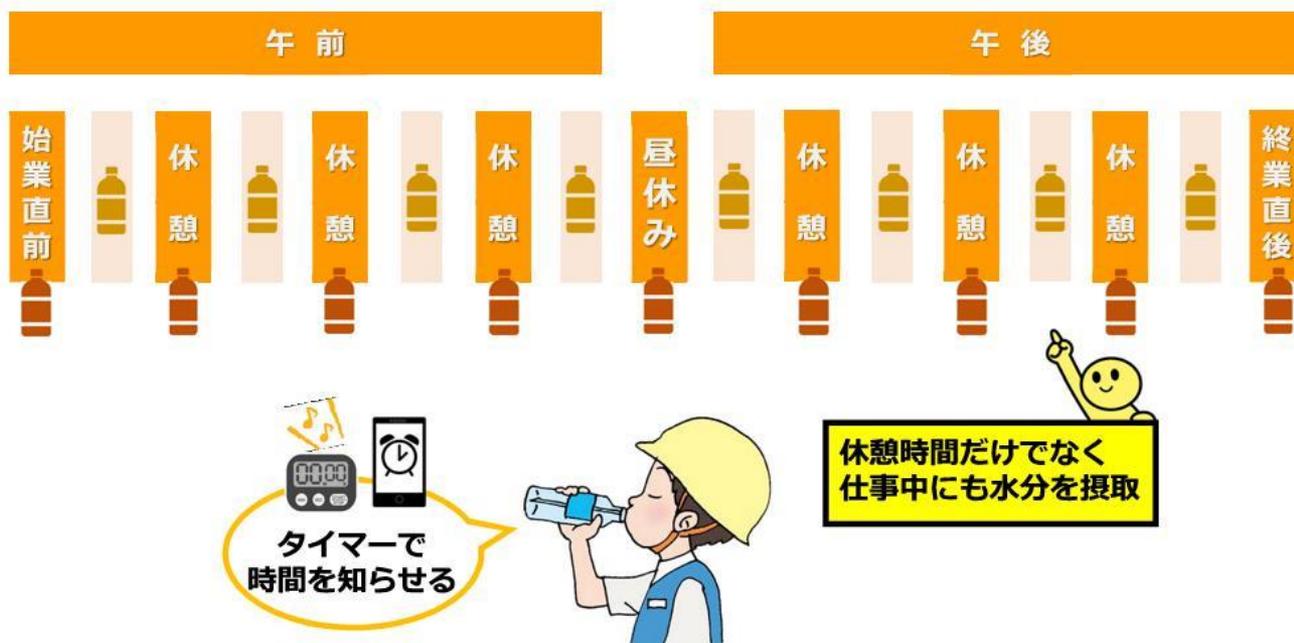


数日間でも
暑い作業から離れると
慣れの効果はなくなる

熱中症による災害の防止対策

3. 水分補給と休憩

一般的な建設作業現場の休憩サイクルと水分補給例



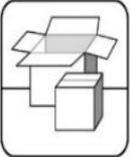
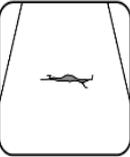
熱中症による災害の防止対策

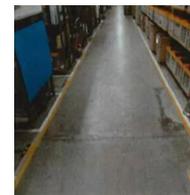
4. 注意点

①前日のチェック	<input checked="" type="checkbox"/> 仕事前日の飲酒は控えめに
	<input checked="" type="checkbox"/> ぐっすり眠る
	<input checked="" type="checkbox"/> 熱中症警戒アラートの確認
②仕事前のチェック	<input checked="" type="checkbox"/> よく眠れたか
	<input checked="" type="checkbox"/> 食事をしたか
	<input checked="" type="checkbox"/> 体調は良いか
	<input checked="" type="checkbox"/> 二日酔いしていないか
	<input checked="" type="checkbox"/> 熱中症警戒アラートの確認
③仕事中のチェック	<input checked="" type="checkbox"/> 単独作業を避け、声をかけ合う
	<input checked="" type="checkbox"/> 監督者は現場パトロール
	<input checked="" type="checkbox"/> 水分・塩分の補給
	<input checked="" type="checkbox"/> こまめに休憩

転倒災害の防止対策

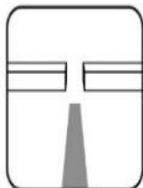
「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

-  (なし) **何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (27%)**
➤ **転倒や怪我をしにくい身体づくり**のための運動プログラム等の導入 (★)
-  **作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (16%)**
➤ **バックヤード等も含めた整理、整頓** (物を置く場所の指定) の**徹底**
-  **通路等の凹凸につまずいて転倒 (10%)**
➤ 敷地内 (特に従業員用通路) の**凹凸、陥没穴等** (ごくわずかなものでも危険) を確認し、**解消**

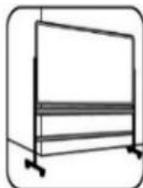


転倒災害の防止対策

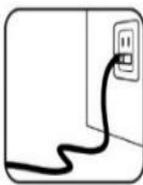
「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- ☐  **作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒（8%）**
- 適切な通路の設定
 - 敷地内駐車場の車止めの「見える化」



- ☐  **作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒（8%）**
- 設備、什器等の角の「見える化」



- ☐  **作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒（7%）**
- ※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
- 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

本日のテーマ

1. 建設業における労働災害発生状況
2. 秋田労働局第14次労働災害防止計画の概要について（抜粋）
3. 建設業における労働災害防止対策について
4. 各種労働安全衛生関係法令の改正等について

改正特定化学物質障害予防規則（溶接ヒューム）

屋外作業場等において金属アーク溶接等作業を行う皆さまへ

金属アーク溶接等作業について 健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正し、新たな告示を制定しました。

改正政省令・告示は、**令和3年4月1日から施行・適用**します。

- 金属アーク溶接等作業を屋外作業場や、**毎回異なる屋内作業場**で行う事業者向けのものです。
- 金属アーク溶接等作業を**継続して屋内作業場**で行う方は、リーフレット「金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う皆さまへ」をご覧ください。

※「屋内作業場」とは、以下のいずれかに該当する作業場をいいます。

- ・作業場の建屋の側面の半分以上にわたって壁、羽目板その他のしゃへい物が設けられている場所
- ・ガス、蒸気または粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所

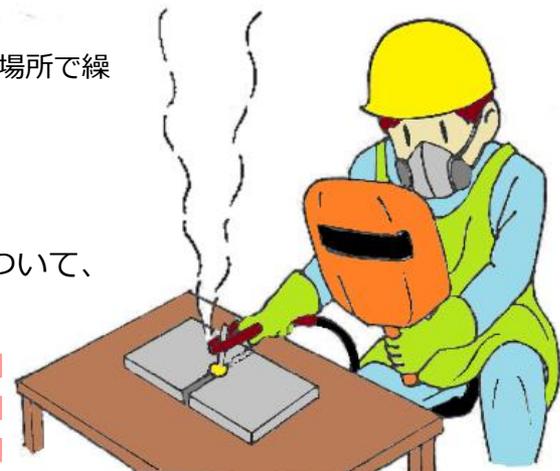
※「継続して行う屋内作業場」には、建築中の建物内部等で金属アーク溶接等作業を同じ場所で繰り返し行わないものは含まれません。

1. 新たに規制の対象となった物質

溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業（※）において加熱により発生する粒子状物質）について、新たに特化則の特定化学物質（管理第2類物質）として位置付けました。

※金属アーク溶接等作業

- ・金属をアーク溶接する作業・アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業（燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません）

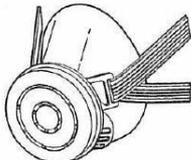
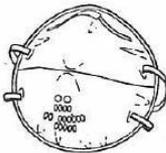


改正特定化学物質障害予防規則（溶接ヒューム）

（1）有効な呼吸用保護具の使用（特化則第38条の21第5項）

金属アーク溶接等作業（→1ページ）に労働者を従事させるときは、当該労働者に**有効な呼吸用保護具**を使用させることが必要です。

（参考）呼吸用保護具の種類

防じんマスク			電動ファン付き呼吸用保護具	
【取り替え式・全面形面体】	【取り替え式・半面形面体】	【使い捨て式】	【全面形面体】	【半面形面体】
				

（2）特定化学物質健康診断の実施等（特化則第39条～第42条）

金属アーク溶接等作業に常時従事する労働者などに対して、健康診断を行うことが必要です。

（3）特定化学物質作業主任者の選任（特化則第27条、第28条）

「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから作業主任者を選任し、次の職務を行わせることが必要です。

（4）その他必要な措置

- ① 安全衛生教育（安衛則第35条）
- ② ぼろ等の処理（特化則第12条の2）
- ③ 不浸透性の床の設置（特化則第21条）
- ④ 立入禁止措置（特化則第24条）
- ⑤ 運搬貯蔵時の容器等の使用等（特化則第25条）
- ⑥ 休憩室の設置（特化則第37条）
- ⑦ 洗浄設備の設置（特化則第38条）
- ⑧ 喫煙または飲食の禁止（特化則第38条の2）
- ⑨ 有効な呼吸用保護具の備え付け等（特化則第43条、第45条）

労働安全衛生規則改正内容について

1 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲を拡大

現行、最大積載量5トン以上の貨物自動車について、昇降設備の設置義務及び荷役作業を行う労働者に保護帽を着用させる義務が規定されているところ、それらの義務の対象となる貨物自動車を、最大積載量5トン以上の貨物自動車から、2トン以上のものに拡大するもの。

なお、保護帽を着用させる義務の拡大については、上記のうち、荷台の側面が構造上開閉できるもの等、昇降設備が備えられている箇所以外の箇所で荷役作業が行われるおそれがあるものや、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用するときに限る。）とするもの。



昇降設備の例

2 テールゲートリフターによる荷役作業についての特別教育を義務化

荷役作業に使用されるテールゲートリフターは、その構造及び特性に起因する労働災害のリスクが存在するため、その機能や危険性を意識し、安全な作業方法を身に付けた上で作業を行う必要があることから、労働安全衛生法第59条第3項の安全又は衛生のための特別の教育が必要な業務として、テールゲートリフターの操作の業務（荷役作業を伴うものに限る。）を規定するもの。

※ 併せて、安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号）について、テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育（テールゲートリフターに関する知識、テールゲートリフターによる作業に関する知識及び関係法令の科目に係る学科教育（計4時間）及びテールゲートリフターの操作の科目に係る実技教育（2時間））を新たに規定するもの。

3 運転者が運転位置から離れるときの措置の適用除外

テールゲートリフターの操作においては、原動機を動かさなければテールゲートリフターが動かない構造のものも存在することから、運転席とテールゲートリフターの操作位置が異なる場合においては、逸走防止措置を引き続き義務付けるが、原動機の停止義務については適用除外とすること等とするもの。

4 施行日等

公布日：令和5年3月28日

施行/適用期日：令和5年10月1日（2の特別教育の義務化については令和6年2月1日）

2023年4月より

労働者と同じ場所で 危険有害な作業を行う個人事業者等の 保護措置が義務付けられます！

省令改正の主な内容

1 作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

① 局所排気装置等の設備の稼働



請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと。（有機溶剤中毒予防規則第18条第3項等）

② 作業方法の周知



特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、請負人に対してもその作業方法を周知すること。（労働安全衛生規則第592条の3第2項等）

③ 保護具使用の周知



労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること。（労働安全衛生規則第327条第2項等）

2 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

請負契約の有無にかかわらず、労働者と同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

措置が広がるんだな。
しっかり対応しよう。



① 立入禁止、喫煙・飲食禁止



労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること。（労働安全衛生規則第 585 条第 1 項等）

立入禁止等の措置が講じられた場合は、労働者や労働者以外の作業に従事する者は従わなければなりません。

② 退避



作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること。（有機溶剤中毒予防規則第 27 条第 1 項等）

③ 有害性等の掲示



化学物質の有害性等の掲示は、その場所にいる労働者以外の人も見やすい箇所に掲示すること。（有機溶剤中毒予防規則第 24 条第 1 項等）

Q&Aで確認!

省令改正後の注意点

Q 重層請負の場合は誰が措置義務者となりますか？

A 事業者が作業の一部を請負人に請負わせる場合の配慮義務や周知義務は、請負契約の相手方に対する義務です。三次下請負まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。

元請事業者

請負人(一次下請)

措置義務

措置義務

措置義務

労働者

請負人(二次下請)

一人親方

措置義務

措置義務

措置義務

労働者

請負人(三次下請)

一人親方

※赤色の部分が新たに生じる措置義務

Q 作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要ですか？

A 事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる発注者の立場にあるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。



Q 元方事業者として実施すべき事項はありますか？

A 労働安全衛生法第29条第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の11省令を含む）の規定に違反していると認めるときは、必要な指示を行わなければならないとされています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指示」を行わなければならないとされています。

Q 周知にはどのような方法がありますか？

A 周知には、右に掲げたような方法があります。いずれの方法でも、周知を受けた請負人等に対し、確実に必要な措置が伝わるよう、わかりやすいものとなるようにしてください。

内容が複雑な場合は口頭じゃないほうがいいですね！



1 掲示



2 書面の交付（請負契約時に書面で示すことも含む）



3 磁気テープ、磁気ディスク等に記録



4 口頭で伝える



改正石綿障害予防規則について

石綿障害予防規則等の改正事項と施行日

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	7月	10月	4月		4月		4月	10月
事前調査方法の明確化		周知	令和3年4月施行					
分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用		周知	令和3年4月施行					
事前調査・分析調査を行う者の要件新設		周知、事前調査・分析調査を行う資格を有する者の育成（全国的な講習の実施）						令和5年10月施行
事前調査及び分析調査結果の記録等		周知	令和3年4月施行					
計画届の対象拡大		周知	令和3年4月施行					
解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設		周知、電子届出システムの開発			令和4年4月施行			
負圧隔離を要する作業に係る措置の強化		周知	令和3年4月施行					
けい酸カルシウム板第1種を切断等する場合の措置の新設		周知	令和2年10月施行					
仕上塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設		周知	令和3年4月施行					
石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等の原則禁止）		周知	令和2年10月施行					
労働者ごとの作業の記録項目の追加		周知	令和3年4月施行					
作業実施状況の写真等による記録の義務化		周知	令和3年4月施行					
発注者による事前調査・作業状況の記録に対する配慮		周知	令和3年4月施行					

改正石綿則・安衛則の公布

建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会報告書において 提言された石綿障害予防規則等の改正のポイント

改正前		改正後 ※下線部分が改正内容	
<p>レベル1</p> <p>石綿含有吹付け材</p> 	<p>計画届 ※十四日前</p>	<p>事前調査</p> <p>作業計画</p> <p>掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>	<p>负压隔離</p> <p>集じん・排気装置の初回時点検</p> <p>作業開始前の负压点検等</p>
<p>レベル2</p> <p>石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p> 	<p>作業届 ※工事開始前</p>	<p>事前調査</p> <p>作業計画</p> <p>掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>	<p>负压隔離</p> <p>集じん・排気装置の初回時、<u>変更時</u>点検</p> <p>作業開始前、<u>中断時</u>の负压点検</p> <p><u>隔離解除前の取り残し確認</u></p> <p>等</p>
<p>レベル3</p> <p>スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材</p> 		<p>事前調査</p> <p>作業計画</p> <p>掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>	<p>事前調査結果等の届出（一定規模以上の工事^{※1}が対象）</p> <p>（レベル2も計画届） ※十四日前</p> <p>けい酸カルシウム板1種^{※2}（破碎時）</p> <p>仕上げ塗材（電動工具での除去時）</p> <p>隔離 ※負圧は不要</p>
		<p>レベル1</p> <p>石綿含有吹付け材</p>	<p>レベル2</p> <p>石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p>
		<p>レベル3</p> <p>スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材</p>	

※1 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事
 ※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種（天井、耐火間仕切壁等に使用）：レベル1・2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い

改正石綿障害予防規則について

★身の回りの石綿★

石綿は、建材に多く使用されてきました。

このため、建築物等の解体や改修工事で建材を切断、破砕する際に石綿が飛散し、ばく露するおそれがあります。

建材の形状や密度により解体・改修作業時の石綿の飛散性も異なります。

右の写真のような建材以外に、ガスケットやパッキン、電気設備等にも使用されており、配管・防水・電気工事等も含めさまざまな工事の対象物に石綿が含まれている可能性があります。

詳しくは、国土交通省「目で見えるアスベスト建材（第2版）」を参照してください。

吹付け石綿（鉄骨耐火被覆材）



石綿含有保温材（配管エルボの保温材）



石綿含有けい酸カルシウム板第1種（軒天）



〈主な使用部位と用途〉

- ・一般建築物の天井材、壁材として使用されている
- ・外装では、軒天井材とその関連部材、準防火地域での軒裏等に使用されている

外装用薄付き仕上塗材（リシン吹付け）



複層仕上塗材 吹付け
けタイル（ボンタイル）

〈主な使用部位と用途〉

- ・一般住宅や事務所、病院、公共施設等の外装に多く使用されている

石綿事前調査者の資格要件

令和5年（2023年）10月から

有資格者による調査が必要となりました。

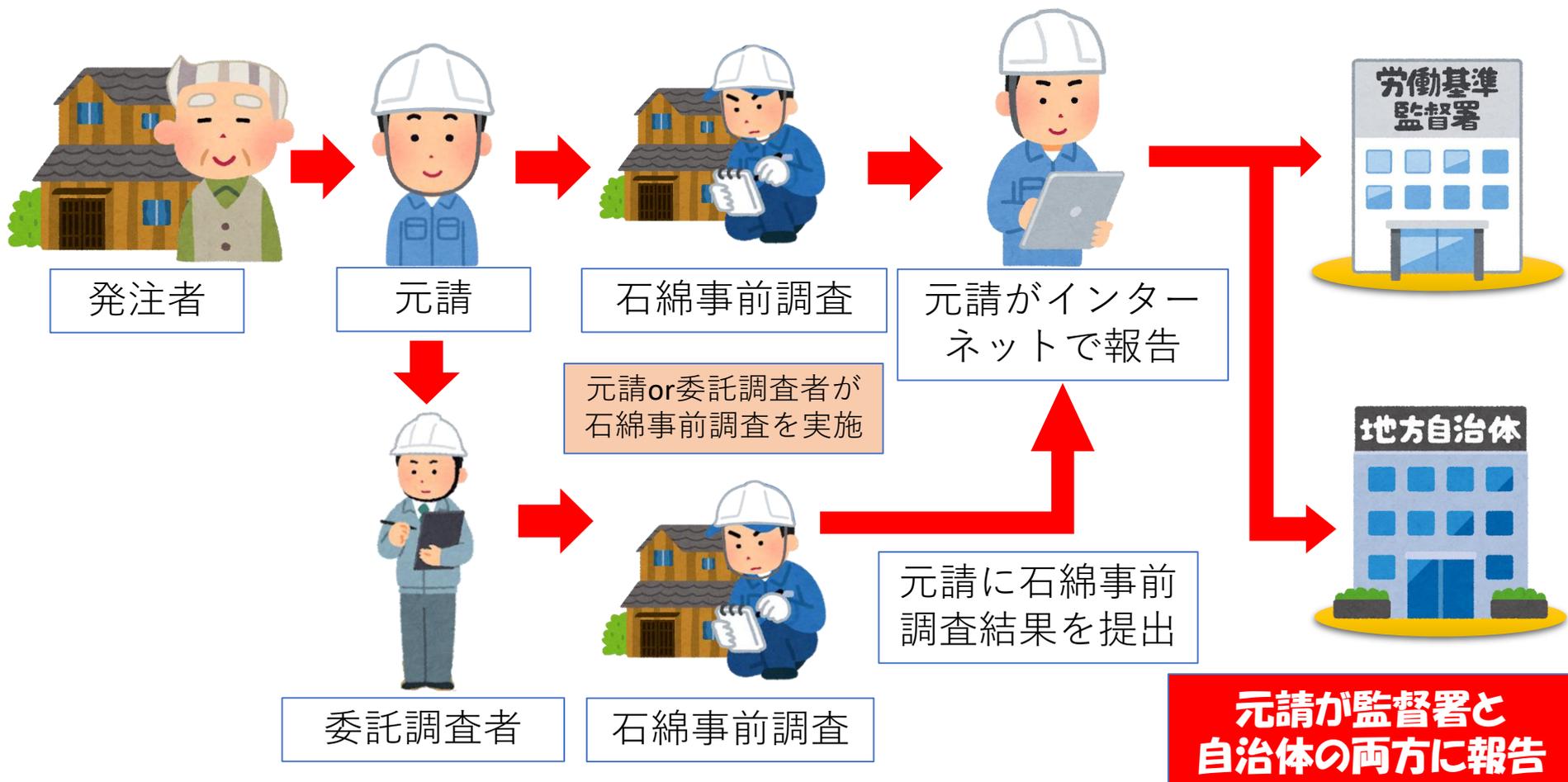
- ◆現在秋田県内では、建設業労働災害防止協会秋田県支部と一般社団法人秋田県労働基準協会において、それぞれ2か月に1～2回程度講習会を実施しております。

- ◆必要に応じて計画的な資格者の確保をお願いします。



建築物等の解体・改修工事を実施する場合の 石綿事前調査結果報告のフロー図

※石綿事前調査結果報告は、原則としてインターネットでの報告が必要です。



令和4年4月1日からは 石綿事前調査結果について 監督署と自治体への報告が必要となっています

【報告対象となる工事】

1. 建築物の解体工事（解体作業対象の床面積の合計80 m²以上）
2. 建築物の改修工事（請負代金の合計額100万円以上（税込））
3. 工作物の解体・改修工事（請負代金の合計額100万円以上（税込））
4. 鋼製の船舶（総トン数20トン以上）の解体又は改修工事

※ 4 は監督署のみに報告が必要

※ 施工場所を管轄する監督署や自治体に報告
（一覧表を参照して下さい）



労働安全衛生手続の一部電子申請義務化について (令和7年1月1日から)

事業主の皆さまへ

労働安全衛生関係の一部の手続の 電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手続について、
電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるもの以外にも...

- 足場/局所排気装置等の設置・移転・変更届
(労働安全衛生法第88条に基づく届出)
 - 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告
 - 特定元方事業者の事業開始報告
- など多くの届出等が電子申請可能です



電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

- 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- スマホやタブレット、パソコン上だけで手続きが完了
- 電子署名・電子証明書の添付は不要

ぜひ電子申請をご利用ください！



厚生労働省労働基準局
広報キャラクター たしかめたん



厚生労働省 ・ 都道府県労働局 ・ 労働基準監督署

ご安全に!

